

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年10月25日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石橋毅
同	亀井琢磨

6千総総第633号

令和6年10月15日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 石橋毅  
同 亀井琢磨

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号、令和4年度監査報告第9号並びに令和5年度監査報告第7号、第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 水上  
電話 4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘</p> <p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （財政局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>財政局の現地調査において、物品の管理状況を確認したところ、廃棄又は所在不明になっているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されたままになっていたものが多数見受けられた。</p> <p>また、備品票が標示されておらず、備品明細一覧表と照合することが困難なものが散見された。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>千葉県物品会計規則（昭和 5 2 年千葉県規則第 4 9 号）に基づき、会計室から年 2 回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>物品の管理については、本庁舎の新庁舎への移転を契機として、令和 5 年 7 月 2 1 日付け資産経営部長通知により、各所管課が管理する物品以外の共用物品については、本庁舎に限り庁舎管理者（新庁舎整備課）が一括して管理することとした。これにより、当該一括管理の対象としたものについては、新庁舎整備課にて新たな物品台帳（以下「新台帳」という。）を作成した上で、備品票及び消耗品票を標示することにより照合を可能とし、廃棄又は所在不明であった物品については、新台帳作成時に備品明細一覧表と照合した上で、適正に新台帳に反映する等の措置を講じた。</p> <p>また、令和 6 年 2 月 2 8 日付けで新庁舎物品マニュアルの運用を開始し、物品の管理を適正に行える体制を整えた。</p> <p>併せて、新台帳で管理する物品について、千葉県物品会計規則（昭和 5 2 年千葉県規則第 4 9 号）に準じ、年 2 回の物品調査を実施し、物品の有無・破損状況・設置場所等の確認を行っている。</p>